

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○生涯学習分科会	
通信教育の廃止について（令和 7 年 3 月 25 日）	1
○大学分科会	
認証評価機関の認証について（令和 7 年 7 月 4 日）	10
大学設置基準の一部改正について（令和 7 年 7 月 4 日）	27
○関連規定	30

6 文科教第 2 1 3 3 号

中 央 教 育 審 議 会

通信教育の廃止について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 5 5 条第 2 項において準用する第 5 1 条第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 7 年 3 月 2 5 日

文部科学大臣 阿部 俊子

文部科学省認定社会通信教育 申請概要

1. 廃止の申請(2団体4課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人 川口学園	早稲田速記講座専門課程	本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の1級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、専門速記および事務技術の分野で速記技能を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
	早稲田速記講座速習課程	本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の3級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、主として事務技術の分野で速記能力を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
学校法人 大志学園	きもの通信講座一般コース	今日の生活にふさわしい新しい生活教養としての和装の知識と技能を修得させることを目的とする。
	きもの通信講座上級コース	高級和装、礼装を主とする各種のきもの、絹布の扱い方および和装コートを中心に和装の高度な技術と知識を修得する。

文部科学省認定社会通信教育 廃止申請

【廃止】

Ⅱ. 学校法人川口学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和44年7月14日
2. 所在地 東京都豊島区高田3-11-17
3. 目的
学校教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い社会の発展に積極的に貢献しえる人材を育成する。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①早稲田速記講座専門課程

1. 認定年月日 昭和46年2月4日
2. 通信教育の目的
本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の1級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、専門速記および事務技術の分野で速記技能を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
3. 修業期間 12か月
4. 廃止の理由 近年、受講生の減少が続いており、現状の事業規模では、受講生に将来にわたって満足いただけるサービス、テキストの改善、指導体制の充実等が難しい。
5. 受講者の措置 令和4年7月31日をもって新規入学者の募集を停止しており、令和6年7月31日で全ての受講生の指導期間は終了している。本講座については、廃止の許可があり次第、廃講とするが、受講者から課題が提出されてきた場合には責任をもって添削指導を行う。
6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

②早稲田速記講座速習課程

1. 認定年月日 昭和46年2月4日
2. 通信教育の目的
本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の3級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、主として事務技術の分野で速記能力を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
3. 修業期間 6か月
4. 廃止の理由 近年、受講生の減少が続いており、現状の事業規模では、受講生に将来にわたって満足いただけるサービス、テキストの改善、指導体制の充実等が難しい。
5. 受講者の措置 令和4年7月31日をもって新規入学者の募集を停止しており、令和6年7月31日で全ての受講生の指導期間は終了している。本講座については、廃止の許可があり次第、廃講とするが、受講者から課題が提出されてきた場合には責任をもって添削指導を行う。
6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

IV. 学校法人大志学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和36年6月3日
2. 所在地 東京都新宿区西早稲田2-1-27
3. 目的
教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置することを目的とする。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①きもの通信講座一般コース

1. 認定年月日 昭和38年12月13日

2. 通信教育の目的

今日の生活にふさわしい新しい生活教養としての和装の知識と技能を修得させることを目的とする。

3. 修業期間 12か月

4. 廃止の理由 現在募集を停止しており再開のめどがつかないため。

5. 受講者の措置 平成25年10月から募集を停止しており、全ての受講者の学習期間は終了しているため、対象となる受講者はいない。

6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

②きもの通信講座上級コース

1. 認定年月日 昭和46年12月7日

2. 通信教育の目的

高級和装、礼装を主とする各種のきもの、絹布の扱い方および和装コートを中心に和装の高度な技術と知識を修得する。

3. 修業期間 12か月

4. 廃止の理由 現在募集を停止しており再開のめどがつかないため。

5. 受講者の措置 平成25年10月から募集を停止しており、全ての受講者の学習期間は終了しているため、対象となる受講者はいない。

6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

〔定義〕 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。（社会教育法第50条）

文部科学省認定社会通信教育

実施主体：
学校、一般社団法人、一般財団法人

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2（略）

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

実施主体：
学校、一般社団法人、一般財団法人、
営利法人、個人等

社会通信教育について

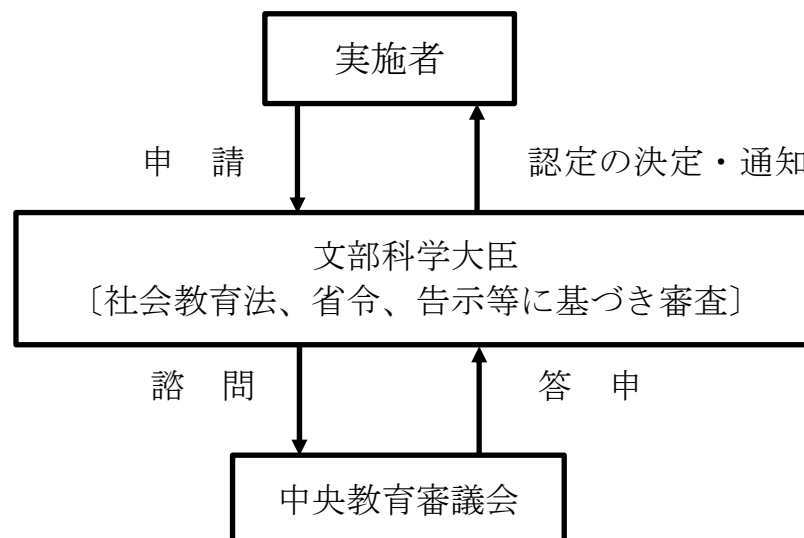
- 1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。
令和7年3月現在、実施団体数は24団体、105課程である。
- 2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。
- 3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	8	36	28千人
技術系課程	5	29	5千人
生活技術・教養系課程	11	40	11千人
計	24	105	44千人

※実施団体数及び課程数は令和7年3月現在。受講者数は令和6年(1月～12月)の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧（１０５課程）

令和６年５月現在

	団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事務系 ／ 36 課程	1	（一財）日本通信教育学園	3	法律講座民法課程、日商簿記検定講座（３級コース、２級コース）
	2	（一財）実務教育研究所	5	現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース 編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	（一社）日本マネジメントスクール	3	ミドル・マネジメント・コース（基礎課程、実践編）、フォアマン・コース
	4	（学）川口学園	2	早稲田速記講座（速習課程、専門課程）
	5	（一社）公開経営指導協会	1	POP広告実技講座
	6	（学）産業能率大学	18	漢字能力検定２級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、 生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講 座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座、新・き れいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する講座、問題発見・解決力を伸ばす 講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座、 情報分析力を鍛える講座、話す力を磨く講座
	7	（一財） 日本経営教育センター	3	社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	8	（一財）社会通信教育協会	1	生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技術系 ／ 29 課程	9	（国大）秋田大学理工学部	8	秋田大学理工学部通信教育講座（地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース 電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、 材料工学専門コース）
	10	（公財）国際文化カレッジ	12	自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、 庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定 入門講座、庭師入門講座
	11	（一財） 中央工学校生涯学習センター	6	機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、 宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	12	（一財）日本規格協会	2	通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
	13	（一財）日本園芸協会	1	ローズ・ガーデン講座
生活・ 技術・ 教養系 ／ 40 課程	14	（学）香川栄養学園	6	栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座（専門職業コース、専門料理コース、治療食コース）、 女子栄養大学ヘルシー食事学、食と健康
	15	（学）文化学園文化服装学院 生涯学習部	2	文化服装通信講座（服装一般）、ファッション画講座上級コース（ファッション・デザイン画編）
	16	（学）大志学園	2	きもの通信教育講座（一般コース、上級コース）
	17	（学）清水学園・専門学校清 水とき・きものアカデミア	1	現代きもの講座
	18	（公財）日本英語検定協会	8	実用英語講座（１級、準１級、２級、準２級、３級、４級）、新YOU CAN英語講座、 日常オフィス英語講座
	19	（公財）日本書道教育学会	5	書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	20	（公財）日本音楽教育文化振 興会	4	音楽講座（音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース）
	21	（学）NHK学園	6	漢詩講座（風雅をよむ、自然をよむ）、古文書を読む・基礎コース、俳句入門、短歌入門、川柳実作
	22	（公財）日本習字教育財団	4	書写技能基礎講座（楷書編、行書編）、書道臨書講座（【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】）
	23	（公社）色彩検定協会	1	たのしく学ぶ色彩講座ー初級コースー
	24	（一社）クラフトバンドエコ ロジー協会	1	クラフトバンド実技講座

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）

（分科会）

第五条 1～5 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二九年三月六日中央教育審議会決定）

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事 項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 7 年 7 月 4 日

文部科学大臣 阿部 俊子

(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

認証申請書

令和7年 6月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請
届出

の概要

事 項		記 入 欄	備 考
申 請 又 は 届 出 の 区 分		認証評価機関の認証	
フ リ ガ ナ		イッパンシヤダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名 称		一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所 在 地		東京都港区六本木 6－5－1 7	
申 請 又 は 届 出 の 対 象	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大 学 院 の 課 程 に 係 る 分 野	芸術文化観光分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考		
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大 学 院 の 課 程 に 係 る 分 野	ビューティビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	平成24年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大 学 院 の 課 程 に 係 る 分 野	教育実践分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	令和 3 年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大 学 院 の 課 程 に 係 る 分 野	リハビリテーション分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	令和 5 年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大 学 院 の 課 程 に 係 る 分 野	ファッションビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	令和 5 年度認証	

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
備考			

認証申請書

令和 7 年 6 月 2 7 日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請
届出

の概要

事 項		記 入 欄	備 考
申 請 又 は 届 出 の 区 分		認証評価機関の認証	
フ リ ガ ナ		イッパンシヤダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名 称		一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所 在 地		東京都港区六本木 6－5－1 7	
申 請 又 は 届 出 の 対 象	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	食ビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考		
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ビューティビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	平成24年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	令和 3 年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	リハビリテーション分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	令和 5 年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5 年	
	備 考	令和 5 年度認証	

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
備考			

認証申請書

令和 7 年 6 月 2 7 日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請
届出

の概要

事項		記入欄	備考
申請又は届出の区分		認証評価機関の認証	
フリガナ		イッパンシヤダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名称		一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所在地		東京都港区六本木 6－5－17	
申請又は届出の対象	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	美容健康分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考		
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ビューティビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	平成24年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和3年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	リハビリテーション分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
備考			

認証申請書

令和 7 年 6 月 2 7 日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請
届出

の概要

事項		記入欄	備考
申請又は届出の区分		認証評価機関の認証	
フリガナ		イッパンシヤダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名称		一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所在地		東京都港区六本木 6－5－17	
申請又は届出の対象	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	観光分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考		
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ビューティビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	平成24年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和3年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	リハビリテーション分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
備考			

役員名簿

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

(敬称略)

役職	氏名	所属等
代表理事	川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授 東京大学 名誉教授
理事	山中 祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園 理事長 ハリウッド大学院大学 学長
理事	岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会 理事 学校法人中央情報学園 理事長
理事	合田 隆史	一般社団法人 文教夢倶楽部 代表理事 前尚絅学院大学学長 元文部科学省生涯学習政策局長
理事	小林 光俊	学校法人敬心学園 理事長 東京保健医療専門職大学 理事長
理事	原 勝則	公益社団法人国民健康保険中央会理事長 元厚生労働省審議官
理事	佐藤 和彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構 キャリア教育研究所 副所長 前東京都立松原高等学校 校長
理事	清田 素弘	日本・東京商工会議所 産業政策第二部 部長
監事	酒井 伸夫	酒井法律事務所 代表
監事	梶間 栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表

(令和7年6月24日現在)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構 評価手数料等に関する規程

令和4年6月30日決定

令和6年6月26日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「当機構」という。）が一般社団法人専門職高等教育質保証機構定款第4条に基づいて行う大学等の教育研究活動等に関する第三者評価等に関する手数料等について定める。

(認証評価に関する手数料)

第2条 認証評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表1の通りとする。ただし、大学等にあつて、次の各号に該当する場合は、手数料の算出基礎としない。

- 一 申請前年度に学生募集を停止している学部若しくは研究科又は学科
- 二 二部（夜間）又は通信教育の課程が同一分野の昼間の学部若しくは研究科又は学科に併設されている場合

2 追評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表2の通りとする。ただし、評価の内容に応じて、300,000円を上限として、これに消費税を加えた金額を上乗せする場合がある。

(専修学校専門課程第三者評価、日本語教育第三者評価に関する手数料)

第3条 専修学校専門課程第三者評価、ならびに日本語教育第三者評価に係る手数料は、会員区分に応じて別表3の通りとする。

(非会員の大学等の評価手数料の取り扱い)

第4条 非会員の大学等が評価を受ける際の手数料は、第2条第1項に規定する額に加え、当該大学等が会員になった場合の年間会費の5倍に相当する額を加算した額とする。ただし、初めての評価の場合に限り、当機構の1年分の会費を加算するものとする。

(意見申立に要する経費)

第5条 意見申立審査において、意見聴取、実地検証その他の措置を講じた場合、これに要した経費を実費で請求するものとする。

(納入期日)

第6条 手数料等は、指定された期日までに納入しなければならない。

(返還)

第7条 納入された手数料等は、特段の事由のない限り、返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会が行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改定は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

別表 1：認証評価に係る手数料（第 2 条第 1 項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学院	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、 <u>基本費用には一つの研究科の評価を含む</u> ものとする。 一 基本費用 2,625,000 円 二 申請前年度に設置している研究科の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、 <u>基本費用には一つの学部の評価を含む</u> ものとする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学部の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職短期大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、 <u>基本費用には一つの学科の評価を含む</u> ものとする。 一 基本費用 1,800,000 円 二 申請前年度に設置している学科の数に 200,000 円を乗じた金額

別表 2：追評価に係る手数料（第 2 条第 2 項関係）

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学院	一つの専門職大学（短期大学、大学院）あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職大学	
	専門職短期大学	

別表 3：専修学校専門課程第三者評価・日本語教育第三者評価に係る手数料（第 3 条第 1 項関係）

種別	金額
専修学校専門課程第三者評価 日本語教育第三者評価	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 会員 : 1,050,000 円 二 非会員 : 1,400,000 円 ただし、分野が複数認識される場合、一分野追加につき、120,000 円（会員は、90,000 円）を加えた金額とする。

7 文科高第 5 0 3 号
中 央 教 育 審 議 会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和 7 年 7 月 4 日

文部科学大臣 阿 部 俊 子

(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成 22 年度から令和 7 年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和 8 年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び「令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和 6 年 11 月 20 日付け 6 文科高第 1315 号文部科学省高等教育局長・医政発 1119 第 9 号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、医学部定員全体としては、令和 6 年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持し、地域枠等の臨時増員の枠組みを維持することとなった。以上を踏まえ、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

大学設置基準改正要綱（案）

第一 令和8年度における医学部定員増に関する改正

令和7年度末に期限を迎える医学部定員の臨時増員に係る枠組みのうち、地域枠、研究医枠の枠組みを1年間暫定的に維持するにあたり必要な規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（令和 7 年 3 月 17 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和 7 年 3 月 17 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（令和 7 年 3 月 17 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項